

## 神奈川県新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業にかかる慰労金交付要領

### (趣旨)

第1条 神奈川県の交付する、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業にかかる慰労金（以下「慰労金」という。）については、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱」（令和2年6月16日付け医政発0616第1号・健発0616第5号・薬生発0616第2号厚生労働省医政局長・厚生労働省健康局長・厚生労働省医薬・生活衛生局長通知別紙。以下「国の実施要綱」という。）、「令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）交付要綱」（令和2年6月16日厚生労働省発医政0616第1号・厚生労働省発健0616第6号・厚生労働省発薬生0616第65号厚生労働事務次官通知別紙。）に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

### (目的)

第2条 医療機関等に勤務する医療従事者や職員（以下「医療従事者等」という。）が、新型コロナウイルス感染症の拡大防止・収束に向けてウイルスに立ち向かい、①感染すると重症化するリスクが高い患者との接触を伴うこと、②継続して提供することが必要な業務であること、及び③医療機関での集団感染の発生状況から、相当程度心身に負担がかかる中、強い使命感を持って、業務に従事していることに対し、慰労金を給付する。

### (慰労金の給付)

第3条 慰労金は、国の実施要綱3.(17)に基づき、新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関し、都道府県等から役割を設定された医療機関等に勤務し、患者と接する医療従事者等に対し給付する。

2 慰労金の金額は、別表のとおりとする。

### (慰労金の申請等)

第4条 慰労金の給付を受けようとする場合、原則として、医療機関等が、医療従事者等から委任を受けて代理申請・受領を行い、医療機関等から医療従事者等に給付するものとする。医療従事者等から委任を受けて代理申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ指定する期日までに給付申請書（様式第6号）、医療機関等情報（様式第1号）及び給付対象内訳（様式第2号）を神奈川県国民健康保険団体連合会を通じて、神奈川県知事（以下「知事」という。）に提出するものとする。この場合において、申請者は、慰労金を医療従事者等に支給する際に要する振込手数料の額を知事に請求できるものとする。

2 前項の規定に関わらず、やむを得ない場合には、医療従事者等から県への個別での申請を妨げない。

3 前項の規定により個別の申請を行う場合は、医療従事者等はあらかじめ指定する期日までに給付申請書（様式第9号）を知事に提出するものとする。

(申請の受付開始日及び期限)

第5条 慰労金の申請受付開始日は、令和2年8月15日とし、令和3年3月末までに申請しなければならない。

(給付の決定)

第6条 知事は、医療機関等又は医療従事者等から第4条の規定に基づく申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに慰労金の給付を決定するものとする。

2 知事は、慰労金の支給を決定したときは、その決定の内容を申請者または医療従事者等のいずれかに通知するとともに、慰労金を給付する。

(慰労金の給付等に関する周知等)

第7条 知事は、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業の実施に当たり、給付対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による医療機関等及び医療従事者等への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第8条 知事が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、医療機関等又は医療従事者等から第5条に定める申請の期限までに第4条の規定による申請が行われなかった場合は、給付対象者が慰労金の給付を受けることを辞退したものとみなす。

2 知事が第6条の規定による給付の決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、県が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、給付対象者の責に帰すべき事由により給付ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第9条 知事は、慰労金の給付を受けた後に給付対象者の要件に該当しないことが明らかとなった者又は偽りその他不正の手段により慰労金の給付を受けた者に対して、給付を行った慰労金の返還を命ずるものとする。

(実績報告)

第10条 代理申請・受領を行った医療機関等は、給付が完了したときは、給付が完了した日から1か月を経過した日又は翌年度4月5日のいずれか早い日までに実績報告書(様式第8号)に添付書類を添えて知事に提出するものとする。

(支給額の確定)

第11条 知事は、前条の規定による報告を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る内容を調査し、申請者が医療従事者等に給付した慰労金の額及び慰労金を支給する際に要した振込手数料の額を確定する。

2 知事は、前項に基づき確定した額がすでに支給した慰労金及び振込手数料の額を上回る

ときはその差額を給付し、下回るときは、事業実施翌年度末までの間で期限を定めて、確定額を超える額を返還の返還を命ずるものとする

(書類の整備等)

第12条 代理申請・受領を行った医療機関等は、慰労金支給に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）は、当該慰労金等の支給の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

3 代理申請・受領を行った医療機関等が法人その他の団体である場合であって、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第13条 慰労金の給付を受ける権利は、譲り渡し、または担保に供してはならない。

(その他)

第14条 この要領の実施のために必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年8月12日から施行する。

## 別表

区 分	慰労金の金額（定額）
<p>1 新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関し、都道府県から役割を設定された重点医療機関、感染症指定医療機関、その他の都道府県が新型コロナウイルス感染症患者の入院受入れを割り当てた医療機関に勤務し、患者と接する医療従事者や職員</p> <p>(1) 実際に新型コロナウイルス感染症患者に診療等を行った医療機関である場合</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染症患者に診療等を行っていない医療機関の場合</p>	<p>(1) 1人200,000円。ただし、当該医療機関において、実際に初めて新型コロナウイルス感染症患者に診療等を行った日以降に勤務していない医療従事者や職員に対しては、1人100,000円</p> <p>(2) 1人100,000円</p>
<p>2 新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関し、都道府県から役割を設定された帰国者・接触者外来を設置する医療機関又は都道府県、政令市（地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条の政令で定める市をいう。以下同じ。）及び特別区から役割を設定された地域外来・検査センターに勤務し、患者と接する医療従事者や職員</p> <p>(1) 実際に新型コロナウイルス感染症患者（新型コロナウイルス感染症の疑い例を含む。）に診療等を行った医療機関等である場合</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染症患者（新型コロナウイルス感染症の疑い例を含む。）に診療等を行っていない医療機関等の場合</p>	<p>(1) 1人200,000円。ただし、当該医療機関等において実際に初めて新型コロナウイルス感染症患者（新型コロナウイルス感染症の疑い例を含む。）に診療等を行った日以降に勤務していない医療従事者や職員に対しては、1人100,000円。</p> <p>(2) 1人100,000円</p>
<p>3 新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関し、都道府県、政令市及び特別区から役割を設定された宿泊療養・自宅療養を行う場合の新型コロナウイルス感染症患者（無症状病原体保有者及び軽症患者を含む。以下「軽症者等」という。）に対するフォローアップ業務、受入施設での対応等で軽症者等と接する医療従事者や職員（都道府県、政令市及び特別区からの依頼又は委託等により、当該業務に従事する者に限る。）医療従事者や職員</p>	<p>1人200,000円</p>
<p>4 都道府県、政令市及び特別区から新型コロナウイルス感染症患者への対応の役割を設定されていない医療機関（病院及び診療所）、訪問看護ステーション又は助産所に勤務し、患者（助</p>	<p>(1) 1人200,000円。ただし、当該医療機関において、実際に初めて新型コロナウイルス感染症患者に対して入院診療等を行った日以降に</p>

<p>産所にあつては妊産婦) と接する医療従事者や職員</p> <p>(1) 実際に新型コロナウイルス感染症患者に対して入院診療等を行った医療機関等である場合</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染症患者に対して入院診療等を行っていない医療機関等の場合</p>	<p>勤務していない医療従事者や職員に対しては、1人50,000円。</p> <p>(2) 1人50,000円</p>
---	---